

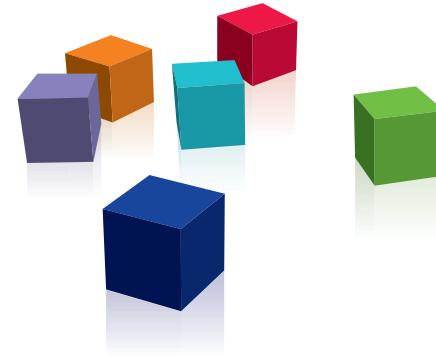
GLORY

GLORY

第63回定時株主総会招集ご通知添付書類

第63期 報告書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで



グローリー株式会社

〒670-8567 兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
TEL (079) 297-3131 (代表)
www.glory.co.jp



グローリー株式会社

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、金融危機の広がりによる世界的な需要減退や急激な円高が企業業績の悪化を招き、設備投資の抑制や雇用の調整が本格化するとともに、個人消費にも陰りがみられるなど、景気は急速に悪化してまいりました。

こうした状況のなか、当社グループは『GLORYを世界のトップブランドに!』という経営ビジョンを実現するため、「18中期経営計画」の最終年度として、市場におけるグローリーブランドの確立と、より一層の企業価値向上に取り組んでまいりました。

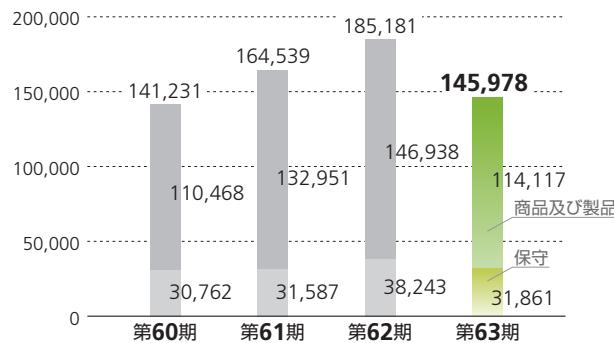
この結果、当連結会計年度の売上高につきましては、海外向け機器の販売は堅調に推移し、また平成20年8月に遊技市場における事業拡大を目的として実施したクリエイションカード株式会社買収が同市場での販売拡大に寄与いたしました。また、郵政民営化に向けた機器及び成人識別機能付きたばこ販売機の大口需要が終息したことに加え、第3四半期以降の市場環境悪化による設備投資の抑制や円高の影響もあり、前期に比べ減少いたしました。

以上により、当期の連結業績は次のとおりとなりました。

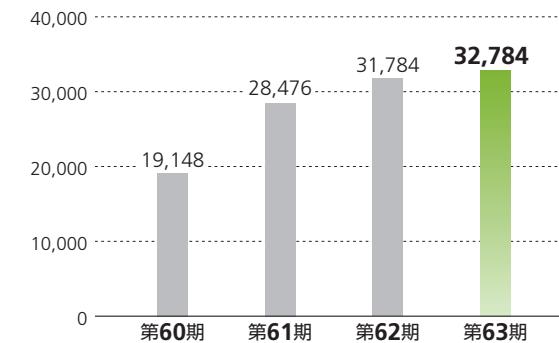
	第62期 (19/4~20/3)	第63期 (当連結会計年度) (20/4~21/3)	増減率
売上高	1,851億81百万円	1,459億78百万円	△21.2%
商品及び製品売上高	1,469億38百万円	1,141億17百万円	△22.3%
保守売上高	382億43百万円	318億61百万円	△16.7%
うち海外売上高	317億84百万円	327億84百万円	3.1%
営業利益	228億26百万円	94億26百万円	△58.7%
経常利益	215億82百万円	93億9百万円	△56.9%
当期純利益	117億11百万円	57億82百万円	△50.6%

連結業績ハイライト

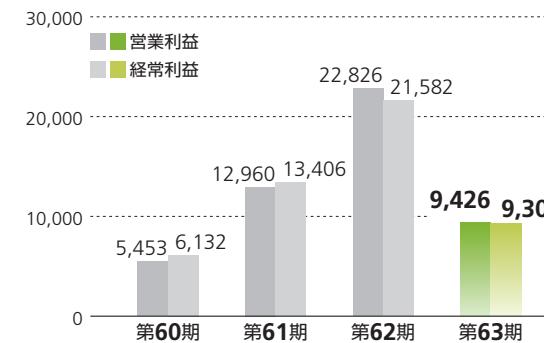
売上高(百万円)



海外売上高(百万円)



営業利益・経常利益(百万円)



当期純利益(百万円)

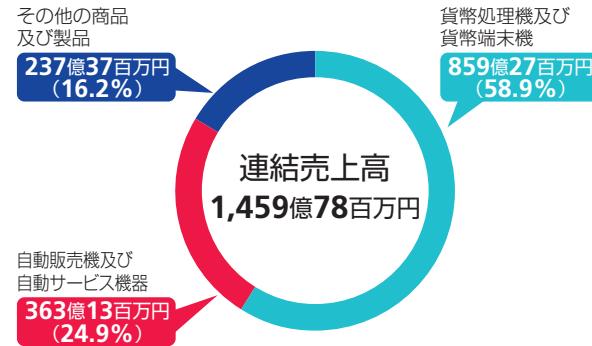


(注) 本報告書に記載しておりますグラフ、写真等は、ご参考情報であります。

事業の種類別セグメントの概況

事業の種類別セグメントの概況は、次のとおりであります。

セグメント別営業利益は、固定資産の内部振替による未実現利益等を消去する前の金額であります。



貨幣処理機及び貨幣端末機

売上高 859億27百万円 (前期比15.5%減)
営業利益 59億24百万円 (前期比59.8%減)

当セグメントの主要な市場は、金融市場、海外市場、流通市場であります。

金融市場では、業務厳正化・効率化に対するニーズは依然強いものの、郵政民営化に伴う大口需要の終息や金融危機による買控えなどにより、前期に比べ、オープン出納システム及びOEM商品である窓口用入出金システムのユニットの販売は大きく減少いたしました。

海外市場では、OEM商品であるATM用紙幣入金ユニットの需要が第3四半期以降冷え込んだものの、通期では販売が大幅に増加いたしました。また、窓口用紙幣入出金機の販売は減少しましたが、紙幣整理機は堅調に推移いたしました。

流通市場では、スーパーや専門店などを中心に、主要製品であるレジ釣銭機や小型入金機の販売は順調でありました。

この結果、当セグメントの売上高は、その他の市場の売上高も含めて859億27百万円（前期比15.5%減）となりました。営業利益につきましては、59億24百万円（前期比59.8%減）となりました。

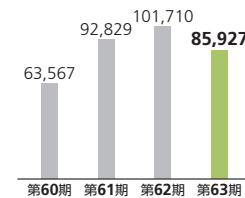


紙幣整理機
<UW-600>



硬貨／紙幣レジ釣銭機
<RT-50/RAD-50>

売上高(百万円)



営業利益(百万円)



自動販売機及び自動サービス機器

売上高 363億13百万円 (前期比27.5%減)
営業利益 15億50百万円 (前期比67.7%減)

当セグメントの主要な市場は、自動販売機市場、遊技市場であり、金融市場、流通市場にも販売をしております。

自動販売機市場では、成人識別機能付きたばこ販売機の需要が第1四半期までにほぼ一巡したことに加え、たばこ販売がコンビニエンスストア等にシフトしたことにより、たばこ販売機の需要が激減いたしました。

遊技市場では、業界における設備投資の抑制傾向はなお続いているものの、カードシステムの販売は順調に推移いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は、その他の市場の売上高も含めて363億13百万円（前期比27.5%減）となりました。営業利益につきましては、15億50百万円（前期比67.7%減）となりました。

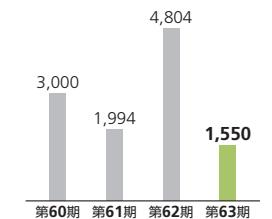


ICカードシステム
ナスカGB GRユニット
<JCP-30>



同時印刷式券売機
<VT-G10M>

営業利益(百万円)



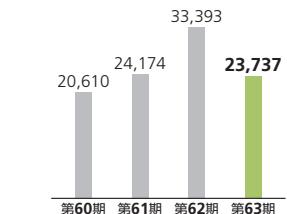
その他の商品及び製品

売上高 237億37百万円 (前期比28.9%減)
営業利益 20億39百万円 (前期比38.5%減)

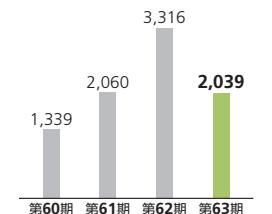
当セグメントは、主要セグメント以外の機器及び当社グループ会社以外から仕入れた商品や部分品・付属品などであり、セキュリティ関連商品や付属品などの減少により、前期に比べ販売は減少いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は、237億37百万円（前期比28.9%減）となりました。営業利益につきましては、20億39百万円（前期比38.5%減）となりました。

売上高(百万円)



営業利益(百万円)



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の主なものは以下のとおりであり、その総額は106億37百万円であります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

新製品生産のための金型、新会計システムの構築、保守体制強化のためのパーツセンター建設等に対する投資を行いました。

②当連結会計年度継続中の主要設備

埼玉工場の拡張、新人事情報システムの構築等に対する投資を継続しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、特に記載すべき重要事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成18年4月からの3ヶ年を計画期間とした「18中期経営計画」を策定し、「成長戦略」「効率化戦略」「ガバナンス戦略」を柱に企業価値向上に取り組んでまいりました。この結果、製造・販売機能の統合による事業経営のスピードアップ、コスト競争力の強化、ガバナンス体制の強化等を行うことができました。しかしながら、世界的な経済危機の影響により、景気低迷の長期化が予想されており、当社グループを取り巻く事業環境はさらに厳しい状況が続くものと見込まれます。

このような状況の下、当社グループは、重要な課題として次の事項に取り組んでまいります。

事業環境変化への対応

当社グループは、昨年来の事業環境の急速な変化に対応するため、経営全般にわたる徹底的な効率化・合理化を実施し、より強固な企業体質の構築を図ってまいります。具体的には、需要動向に即した生産対応、経費の徹底削減、在庫の圧縮、設備投資の抑制等を推進し、収益力の向上に努めてまいります。

さらに、当社グループは、このような厳しい事業環境の変化を成長基盤構築のチャンスと捉え、組織体制をカンパニー制から事業本部制に刷新し、各カンパニーに分散していた経営資源を成長事業

に集約するとともに、グローバルな視点での商品企画、開発、生産及び調達を展開すべく各機能の強化を図り、事業環境の変化に打ち勝つ体制構築を推進してまいります。

中期経営計画

当社グループは、平成21年4月に「2011中期経営計画」をスタートさせました。平成24年3月までの3ヶ年を計画期間として策定し、中期経営基本方針『世界的視野でビジネスチャンスをつかえ、新たな成長ステージへ飛躍する!』の下、「ビジネス戦略」「体質強化戦略」「グループ体制強化戦略」を柱として展開し、事業競争力をさらに加速させて

まいります。

戦略別の重点施策は次のとおりであります。

①成長力の強化を図る「ビジネス戦略」

本戦略は、グループの成長力をより強化することを目的とし、成長ビジネス、基盤ビジネス、将来ビジネスを軸に諸施策を展開するものであります。

まず、海外事業を「成長ビジネス」として位置づけ、海外全体戦略に基づく経営資源の重点投入や、海外展開を加速させる製品開発、販売・保守網のグローバル展開等を実施するとともに、新たな市場として流通・警備輸送市場の開拓を行ってまいります。

2011中期経営計画

GET INTO GLOBAL 2011



**世界的視野でビジネスチャンスをつかえ
新たな成長ステージへ飛躍する!**

ビジネス戦略

- 成長ビジネス（海外事業）
- 基盤ビジネス（国内事業）
- 将来ビジネス（新事業）

体質強化戦略

- 開発革新
- 生産・調達革新
- 在庫革新
- 営業革新

グループ体制強化戦略

- ガバナンス戦略
- グループ会社戦略
- 人事戦略
- 資産・資本政策

次に、国内事業を「基盤ビジネス」として位置づけ、金融市場、流通・交通市場、自動販売機市場、遊技市場を中心に、高付加価値戦略による収益確保や未開拓市場への積極的な事業展開等により市場の深掘りを行うとともに、原価低減による収益性の改善等を実施し、収益力の拡大に努めてまいります。

また、セキュリティ事業を始めとした新事業を「将来ビジネス」として位置づけ、研究開発中の技術の早期事業化や新たなビジネスモデルの構築等を進めてまいります。

②利益体質の強化を図る「体質強化戦略」

本戦略は、開発革新、生産・調達革新、在庫革新、営業革新を軸とし、利益体質の強化に取り組むものであります。

具体的には、製品開発・生産・調達・営業部門における事業構造改革を強力に推進し、コア技術のグローバル化やユニット共通化の推進、欧州・米国・アジアを中心とした海外生産・海外調達のさらなる拡大、生産性の向上、リードタイムの短縮、製品在庫の圧縮・適正化等を行うことにより、グループ視点からの生産・物流体制の最適化やコストダウンを実現してまいります。また、営業につきましては、よりお客様視点・地域密着型の営業体制を構築し、厳しい事業環境に打ち勝つ営業スタイルを実現してまいります。

③グローバル展開を支える「グループ体制強化戦略」

本戦略は、前中期経営計画でも推進してまいりました「ガバナンス戦略」を、グローバルな視点でさらに推し進めるものであります。

海外売上高比率が年々高まるなか、グローバル展開を支えるグループ体制の強化がより重要であると認識しており、海外を含めたグループ全体に対するガバナンス体制の強化や、コンプライアンスの浸透・徹底を図ってまいります。また、グループ各社のミッションを再度明確化した上で、国内外グループ会社の再編・統合や人的資源の選択と集中を実施し、事業競争力の強化に努めてまいります。

また、資産内容の健全化、強固な財務基盤の維持・向上ならびに強化事業への重点投資と株主還元的最適バランス化を図り、より健全なグループ経営基盤を確立してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 60 期 (17/4~18/3)	第 61 期 (18/4~19/3)	第 62 期 (19/4~20/3)	第 63 期 (当連結会計年度) (20/4~21/3)
売 上 高 (百万円)	141,231	164,539	185,181	145,978
営 業 利 益 (百万円)	5,453	12,960	22,826	9,426
経 常 利 益 (百万円)	6,132	13,406	21,582	9,309
当 期 純 利 益 (百万円)	740	6,461	11,711	5,782
1株当たり当期純利益	9円14銭	87円15銭	160円70銭	82円15銭
総 資 産 (百万円)	206,361	216,988	209,236	196,797
純 資 産 (百万円)	146,134	150,841	151,734	147,176
1株当たり純資産額	1,970円11銭	2,025円39銭	2,110円69銭	2,155円17銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数より算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式数を控除して計算しております。
2. 第61期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
3. 第63期につきましては、郵政民営化に向けた機器及び成人識別機能付きたばこ販売機の大口需要が終息し、需要の大幅な減少等により、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益とも前期に比べ大きく減少いたしました。

(6) 重要な子会社及び企業再編等の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
北海道グローリー株式会社	50百万円	100.0%	北海道における当社製品の販売・保守
グローリーナスカ株式会社	2,000百万円	100.0	遊技カードシステム及び遊技関連機器の販売・保守
クリエイションカード株式会社	200百万円	100.0	遊技カードシステム及び遊技関連機器の販売・保守
グローリー機器株式会社	80百万円	100.0	自動販売機及び遊技関連機器の製造
GLORY (U.S.A.) Inc.	5,000千米ドル	100.0	米国における当社製品の販売・保守
GLORY Europe GmbH	2,952千ユーロ	100.0	欧州における当社製品の販売・保守

②重要な企業再編等の状況

- ・当社は、ナスカ株式会社（現グローリーナスカ株式会社）の株式を16,372株（議決権比率20.5%）取得し、平成20年7月1日付で同社を100%子会社といたしました。
- ・ナスカ株式会社及びグローリーリンクス株式会社は、グループにおける経営資源の効率化と遊技市場における顧客対応力の一層の強化を目的として、平成20年10月1日付で、ナスカ株式会社を存続会社、グローリーリンクス株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施し、同日をもってグローリーナスカ株式会社に商号変更いたしました。
- ・当社は、当社グループの遊技市場向けプリペイドカードシステム事業の一層の拡大と収益力向上を目的として、平成20年8月1日付で、アビリティ株式会社よりクリエイションカード株式会社の全株式を取得し、同社を100%子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、貨幣処理機を始めとする各種機器の製造・販売・保守サービスを主な事業としております。なお、事業セグメントごとの主要な商品及び製品は次のとおりであります。

事業セグメント	市場セグメント	主要商品及び製品
貨幣処理機及び貨幣端末機	金融市場 (銀行など)	オープン出納システム、硬貨包装機、 窓口用紙幣・硬貨入出金機
	流通・交通・警備輸送市場 (百貨店・スーパーマーケット・ 鉄道会社・警備会社など)	売上金紙幣・硬貨入金機、 紙幣・硬貨レジ釣銭機、 乗車券販売窓口用現金管理機
	海外市場	紙幣入金機、硬貨包装機、紙幣入金ユニット、 紙幣整理機、窓口用紙幣入出金機
	その他の市場	ICカード対応食堂システム、 病院向け診療費支払機、 選挙用自書式投票用紙分類機
自動販売機及び自動サービス機器	自動販売機市場	たばこ販売機、コインロッカー、券売機
	遊技市場 (パチンコホールなど)	プリペイドカードシステム、 パチンコ景品払出機、 玉・メダル貸し機、玉・メダル計数機、 紙幣両替機、ホール会員管理機
	金融市場、流通市場	多能式紙幣両替機、自動契約受付機
その他の商品及び製品	自動窓口受付システム、金利表示ボード、鍵管理機、その他メンテナンス部品	

(8) 主要な営業所及び工場

当 社	本 社	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
	東京本部	東京都千代田区外神田四丁目14番1号 秋葉原UDX
	工 場 等	本社工場（姫路市）、埼玉工場、品川事業所（東京）、御着事業所（姫路市）
子会社	営 業 拠 点	東北支店（仙台）、東日本支店（さいたま）、首都圏支店（東京）、東海支店（名古屋）、近畿支店（大阪）、中四国支店（広島）、九州支店（福岡）
	国 内	北海道グローリー株式会社：本社（札幌） グローリーナスカ株式会社：本社（東京） クリエイションカード株式会社：本社（大阪） グローリー機器株式会社：本社（姫路市）
	海 外	GLORY (U.S.A.) Inc.：本社（アメリカ） GLORY Europe GmbH：本社（ドイツ）

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,510 (406) 名	164 (△9) 名

(注) 従業員数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,472 (281) 名	92 (39) 名	39.1歳	16.0年

(注) 従業員数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	1,492百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	644百万円
株式会社みずほ銀行	634百万円

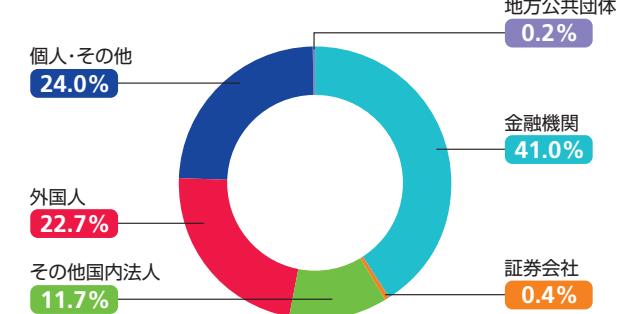
2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 150,000,000株

(2) 発行済株式の総数 69,838,210株
(自己株式1,548,504株を含む。)

(3) 株主数 8,112名

所有者別株式分布状況(ご参考)



(4) 大株主

株 主 名	持株数	出資比率
日本生命保険相互会社	4,058 千株	5.9 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,708	5.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	3,319	4.9
全国共済農業協同組合連合会	3,082	4.5
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	3,060	4.5
龍田紡績株式会社	2,939	4.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,463	3.6
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	2,102	3.1
株式会社 三井住友銀行	2,100	3.1
有限会社オノエインターナショナル	2,018	3.0

(注) 出資比率は、自己株式(1,548,504株)を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び他の法人等の代表状況
尾上 壽 男	代表取締役会長	グループ経営全般 姫路商工会議所 会頭
西野 秀 人	代表取締役社長	
牛尾 允 俊	取締役	技術機能管掌、執行役員副社長
瀧野 政 一	取締役	営業機能管掌、東京本部担当、執行役員副社長
松岡 則 重	取締役	本社管理機能管掌、専務執行役員、総務統括部長
尾上 広 和	取締役	常務執行役員、経営企画室長
佐伯 照 道	取締役	非常勤 北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー 弁護士
佐々木 宏 機	取締役	
新島 昭	取締役	
中塚 良 幸	常勤監査役	
尾波 宰 三	常勤監査役	
安 平 和 彦	監査役	はりま法律事務所 所長 弁護士
竹田 佑 一	監査役	まねき食品株式会社 代表取締役社長 株式会社姫路駅ビル 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役佐々木宏機、新島 昭の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役安平和彦、竹田佑一の両氏は、社外監査役であります。
 3. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。
 (1) 就任
 ・平成20年6月27日開催の第62回定時株主総会において、尾上広和、佐々木宏機、新島 昭の3氏が取締役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
 (2) 退任
 ・平成20年6月27日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって、取締役尾上佳雄、龍田信也、平野裕司の3氏は取締役を退任いたしました。
 4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。

氏名	兼職する会社、法人等	兼職の内容
尾上 壽 男	姫路信用金庫 株式会社さくらケーシーエス	理事 社外監査役
安 平 和 彦	ヒガシマル醤油株式会社 姫路信用金庫	社外監査役 監事

(注) 取締役尾上壽男氏は、株式会社さくらケーシーエス 社外監査役を平成20年6月27日付で退任しております。

5. 平成21年4月1日付組織改革により、取締役尾上広和氏の担当を経営企画室長から経営戦略統括部長に変更しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	当事業年度に係る報酬		当事業年度に係る賞与	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 (3名)	110百万円 (10百万円)	6名 (一)	43百万円 (一)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	36百万円 (10百万円)	一 (一)	一 (一)

- (注) 1. 上記には、平成20年6月27日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)を含んでおります。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額150百万円以内(うち社外取締役20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役に支給する使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
 5. 当事業年度に係る賞与は、平成21年6月26日開催の第63回定時株主総会においてご承認いただいた場合の支給額であります。
 6. 上記のほか、平成18年6月29日開催の第60回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額の未払い残高が、取締役4名に対し342百万円、社外監査役2名に対し5百万円あります。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
佐々木 宏 機	社外取締役	平成20年6月27日の就任以降に開催の取締役会14回のうち13回に出席し、会社経営に関する豊富な経験及びグローバルな見識に基づき、適宜発言を行っております。 この他、経営会議、指名諮問委員会、報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、長年にわたる会社経営者としての豊富な経験に基づく助言や意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
新島 昭	社外取締役	平成20年6月27日の就任以降に開催の取締役会14回の全てに出席し、研究開発を重視する企業での国内外における豊富な経験及びグローバルな見識に基づき、適宜発言を行っております。 この他、経営会議、指名諮問委員会、報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、社内からは得られない助言や意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

氏名	地位	主な活動状況
安平和彦	社外監査役	当事業年度中に開催の取締役会18回のうち16回及び監査役会12回の全てに出席し、弁護士としての専門的知識及び豊富な経験に基づき適宜発言を行うなど、当社経営の適法性・妥当性確保に重要な役割を果たしております。
竹田佑一	社外監査役	当事業年度中に開催の取締役会18回の全て及び監査役会12回の全てに出席し、他社における経営者としての豊富な経験及び企業経営に関する見識に基づき適宜発言を行うなど、当社経営の適法性・妥当性確保に重要な役割を果たしております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。これに基づき、当社と、社外取締役である佐々木宏機、新島 昭の両氏及び社外監査役である安平和彦、竹田佑一の両氏は、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役または社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役または社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

会計監査人 監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	金額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	63百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	73百万円

- (注) 1. 当社と監査法人トーマツとの間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分していませんので、その合計額を記載しております。
2. 海外の子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令を含む。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制構築アドバイザリー業務」等を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

5 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が、「取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議した内容の概要は、次のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社グループの「企業理念」は、「私たちは『求める心とみんなの力』を結集し、セキュア（安心・確実）な社会の発展に貢献します」である。この企業理念には、不屈の精神で製品開発に取り組み、社会の発展に貢献するとともに、持続的な企業の発展を目指すという思いが込められている。この理念に基づき当社は、社会と共生し、すべてのステークホルダーの皆様との信頼関係を築き上げるために、社長を始め全取締役が自らコンプライアンス経営を実践するとともに、繰り返し使用人に伝え、法令及び社会倫理の遵守が企業活動の前提であることを徹底する。

イ. 取締役会は、法令・定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

ウ. 指名諮問委員会・報酬諮問委員会は、取締役会の審議機能サポート及び第三者的なチェックを行い、役員及び執行役員の指名ならびに報酬額算定の透明性を確保する。

エ. 監査役は、定期的に取締役会に出席し、取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確認する。

オ. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、社外有識者を含む構成とし、当社グループのコンプライアンスに関する重要な問題を審議しその結果を取締役に報告する。また取締役会は、コンプライアンス統括責任者を取締役より任命し、コンプライアンス委員会事務局を中心に、施策の企画・立案・実施ならびに監視・研修にあたらせる。

カ. コンプライアンス全般に関する相談窓口（ヘルプライン）として、① 直属の上司、② コンプライアンス委員会事務局、③ 職場相談員、④ 社外相談窓口の4つを設置し、問題の早期発見・是正を図るとともに、内部相談規程に基づき相談者の保護に努める。

キ. 当社は、反社会的な勢力とは一切の関係を遮断し、どのような名目であっても、いかなる利益供与も行わず、関係行政機関と密接に連携協力し、反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うことを「コンプライアンスガイド」において基本方針として規定する。また、総務部門は統括部署として統括責任者を設置し、各支店の担当者と連携協力する体勢を取る。総務部門は、関係行政機関が主催する講習会等には平素から積極的に参加して情報収集に努め、取締役及び使用人に対して適宜研修活動を行い、緊急時には顧問弁護士及び関係行政機関と連携して対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関し、文書管理規程に基づき、保存対象文書、保存期間及び文書管理責任者を定め、情報の保存・管理を行う。

イ. 取締役及び監査役は、取締役会議事録を常時閲覧できるものとする。

ウ. 情報の保存・管理の適切性を維持するため、情報セキュリティ規程及び関連する規則類を定め、運用する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会は、リスク管理規程及び危機管理規程に基づき、リスク管理マニュアル及び危機管理マニュアルを規定し、選定されたリスクの項目ごとに主管部門、責任者を定め、リスクに関する予防措置を実施する。また、危機発生時に迅速に対応できる体制を確保する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役会は、毎月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、その他重要事項に関して的確な意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行状況を監督する。

イ. 監査役は、取締役会決議に基づいて整備された取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について、その内容ならびに整備状況を監視し検証する。

ウ. 執行役員制度を導入し、業務執行権限を執行役員に委譲することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

- エ. 取締役及び使用人が共有する全社的な目標として「2011中期経営計画」の中にビジネス戦略、体質強化戦略及びグループ体制強化戦略を定め、効率的な職務の執行を推進する。
- オ. 各組織、階層における責任と権限を決裁権限規程に明記し、適時適切に業務を執行する。

⑤当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. グループコンプライアンス担当役員は、子会社の役員及び使用人に啓蒙活動を行い、法令及び各社社内規程の遵守・徹底に努める。
- イ. 監査役は、グループ各社の監査役と定期的あるいは必要時に会合を持ち、連結経営に対応したグループ全体の監視・監査が実効的かつ適正に実施できるよう、会計監査人及び監査部と緊密な連携を行う。
- ウ. 取締役会は、子会社の経営基本方針、利益計画の承認や四半期ごとの業績・財務状況等の確認を行い、子会社の業務の適正化を図る。
- エ. 関係会社部は、関係会社管理規程に基づき子会社の経営管理を行う。子会社の事業活動に係る決裁権限を定め、これに基づく統制を行うとともに、関連する事業部門と連携して適切な子会社管理と指導を行う。
- オ. 財務報告書の作成過程において虚偽記載や誤謬等が生じないように、IT利用による統制も含め実効性のある内部統制を行う。
- カ. 当社は、金融商品取引法が求める財務諸表の適正性を確保するため、内部統制評価委員会を設置することで、関係部署間の連携を図り、内部統制システムを有効なものにする。また、監査役は、定期的に取り締り及び使用人から内部統制の構築運用状況について報告を受ける。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ア. 取締役会は、監査役の職務を補助するため、監査役と協議の上監査役の求める知見を十分に有する専任の使用人を補助使用人として配置する。
- イ. 補助使用人は、監査役の指示に従いその職務を行うとともに、子会社の監査役を兼務可能とする。

- ウ. 補助使用人の指揮権は、補助使用人の独立性を確保するため監査役が指定する期間中は監査役に移譲され、取締役の指揮命令は受けない。
- エ. 補助使用人の任命・異動・人事権に係る事項の決定は、監査役の事前の同意を得る。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ア. 取締役及び使用人は、以下に定める事項につき、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
 - ・当社グループに著しい損害を及ぼす事項、またはその恐れのある事項
 - ・不正行為や重要な法令・定款違反行為を認知した場合、またはその恐れのある場合
 - ・社内外へ環境・安全・衛生または製造物責任に関する重大な被害を与えたもの、またはその恐れのあるもの
 - ・企業行動指針、社員行動指針、社則等への違反で重大なもの
- イ. 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人から報告または情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができ、取締役及び使用人は、これに迅速・的確に対応する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役は、独自の意見形成あるいは監査の実施のため、必要に応じて公認会計士、弁護士、コンサルタントその他外部のアドバイザーを活用することができる。
- イ. 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見交換する。
- ウ. 監査役は、取締役会の他、取締役の重要な職務の執行を審議する会議に出席することができる。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的に確保、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えており、また、当社は、当社が発行者である株券等（以下「当社株券等」といいます。）の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは、対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために対象会社が買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益となる源泉を最大限に活かし、当社グループのブランド価値を高めていくためには、当社の企業理念、中長期的観点からの安定的な経営及び当社の経営資源に関する十分な理解が不可欠であると考えております。

特に、研究開発型企業である当社にとって、当社製品を支えるコア技術及びそれを支える従業員は、当社の根幹をなす経営資源であり、今後当社がさらに発展するためにも必要不可欠であります。したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解がない場合には、当社の優秀な従業員が流出したり、当社の技術が散逸するなどして、当社の企業価値・株主共同の利益が大きく毀損されることとなります。

また、当社グループは、国内のみならず北米、欧州、アジア等海外諸国においても幅広く事業を展開し、製品の開発から製造、販売、アフターサービスまで、国内外のグループ関連会社により一貫して行っております。したがって、当社グループの経営に関しては、多様な世界各国の市場環境や貨幣流通の仕組み、

お客様・取引先・従業員等との間に築かれた関係、その他当社の企業価値の源泉を構成する様々な要素の十分な理解なくしては困難であると考えております。

これらに関する十分な理解がなされないまま、当社株券等に対する大量買付がなされた場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が大きく毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、平成18年4月から平成21年3月までの3ヶ年を計画期間とした「18中期経営計画」を策定し、その実現に向けてグループ全社を挙げて取り組んでまいりました。この中期経営計画は、「成長戦略」「効率化戦略」「ガバナンス戦略」を三本柱としてグループ全体の競争力を強化し、継続的な企業価値向上を狙いとするものであります。

「成長戦略」において、市場におけるシェアアップや市場の深掘りによる事業領域の拡大、事業対応力の強化と事業経営のスピードアップを図るとともに、「効率化戦略」において、コスト競争力の強化や間接部門の効率化等により収益体質の強化を図るなど、事業競争力の強化と経営効率の向上に取り組んでまいりました。また、「ガバナンス戦略」において、全てのステークホルダーの皆様から信頼され支持される健全な経営により継続的な企業価値向上を図るため、指名諮問委員会・報酬諮問委員会の設置、執行役員制の導入、取締役会の構成員数の削減、社外取締役の設置及び増員、取締役任期の短縮、役員報酬制度改革等の諸施策を実施してまいりました。これらの施策により、より健全かつ効率的なグループ経営推進のための体制強化が進んだものと認識しております。

なお、平成21年4月からは、今後3ヶ年を計画期間とした「2011中期経営計画」を新たにスタートし、中期経営基本方針『世界的視野でビジネスチャンスをつかえ、新たな成長ステージへ飛躍する!』の下、「ビジネス戦略」「体質強化戦略」「グループ体制強化戦略」を柱に、さらなる企業価値向上に取り組んでおります。

当社は、これらの取組みの確実な推進が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものであると考えております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年12月26日開催の当社取締役会において、「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入し、平成20年6月27日開催の第62回定時株主総会において、本プランの導入につきご承認をいただきました。

本プランは、下記（ア）（イ）に定める当社の株券等に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下、「大量買付行為」といいます。）が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下、「大量買付者」といいます。）に対し、事前に当該買付に関する情報の提供を求め、それに応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断をするために必要な情報や時間を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と交渉する機会を確保すること等を通じて、上記基本方針に反し当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する大量買付を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

（ア）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付

（イ）当社が発行者である株券等について、公開買付けの後における株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

大量買付者には、大量買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、買付内容等の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）の提出を求めます。当社取締役会は、受領した買付説明書ならびに当社取締役の意見、根拠資料及び策定可能な場合には代替案を、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外の有識者のいずれかに該当する者で構成される独立委員会に速やかに提供いたします。

独立委員会は、公正・客観的な立場で判断するために、大量買付者及び当社取締役会双方からの情報を受領し、独立した第三者である専門家（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタント、投資銀行、証券会社等をいいます。）の助言を得たうえで、大量買付行為の内容の検討、

大量買付者の提示する経営計画・事業計画と当社取締役会の提示する経営計画・事業計画、代替案等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、独立委員会は、大量買付者から提出された買付説明書が不十分であると判断した場合には、大量買付者に対し、回答期限を定めたうえ、追加的に当社取締役会を通じて情報を提供するように求めることがあります。この場合、大量買付者には、その期限までに追加的情報を提供していただきます。

独立委員会は、本プランに定める手続を遵守しない大量買付行為または当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為など、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。当社取締役会は、新株予約権の無償割当て実施に際しては上記勧告を最大限尊重して決議を行うものいたしますが、当該新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）は、大量買付者による権利行使が認められないという行使条件及び当社が大量買付者以外の者から当社株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されたものであり、割当対象となる株主の皆様は、金1円を下限とし当社株式1株の時価相当額を上限とする範囲内で当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、普通株式1株の交付を受けることができます。また、独立委員会は、当該実施に関して予め株主の意思を確認するべき旨の留保を付すこともできるものとし、

また、当社取締役会は、上記独立委員会における手続に加えて、（a）大量買付者による大量買付行為の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮のうえ、当社株主の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合、または、（b）独立委員会が本新株予約権無償割当ての実施に関して株主の意思を確認するべき旨の留保を付した勧告をした場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の意思を確認する株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集することができるものとし、株主意思確認総会の開催を決定した場合は、実務上可能な限り速やかに招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主の意思が確認された場合には、本新株予約権無償割当てを実施することとしております。なお、本新株予約権の無償割当ての実施に関して、株主意思確認総会での意思確認ができなかった場合、または独立委員会が不実施の勧告をした場合には本新株予約権の無償割当ては実施いたしません。

本プランの有効期間は、3年を超えないものとし、平成22年に開催される当社定時株主総会終結の時までとしております。ただし、有効期間の満了前であっても、取締役会決議により本プランを廃止することができます。また、有効期間中であっても、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、本プランの導入後であっても、本新株予約権の無償割当てが実施されていない場合には、株主の皆様へ直接具体的な影響が生じることはありません。一方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、本新株予約権の行使の手続を行わない株主が保有する株式は、他の株主の本新株予約権の行使により、希釈化等の影響を受けることとなります。

④上記②・③に対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、前記②に記載の各施策は当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定したものであり、まさに基本方針の実現に資するものであると考えております。また、前記③に記載の本プランは、その設計に際して以下の事項を考慮し、基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

A. 株主意思の重視

本プランは、前述のとおり、有効期間は3年を超えないものとし、平成22年に開催される当社定時株主総会終結の時までとして、平成20年6月27日開催の第62回定時株主総会において承認されております。以後、有効期間が満了し、当社取締役が本プランの更新を必要と判断しても、株主総会でご賛同が得られなかった場合には廃止されることとなります。

本新株予約権無償割当ての実施に関し、独立委員会が株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告を行った場合、または当社取締役会が株主の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主意思確認総会において確認することができることとなっております。

また取締役の任期を1年としており、取締役の選任を通じて、株主の皆様の意思を反映させることが可能となっております。

B. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に際して、当社取締役の恣意的判断を排除し、本プランを適正に運用するための機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役、または当社取締役会が定める要件を満たす社外有識者のいずれかに該当する者から当社取締役会が選任した者で構成されており、発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

C. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものであります。

連結貸借対照表

科目	当期		前期(ご参考)	
	平成21年3月31日現在	平成20年3月31日現在	平成21年3月31日現在	平成20年3月31日現在
(資産の部)				
流動資産	121,968	130,875		
現金及び預金	40,609	45,163		
受取手形及び売掛金	31,534	32,787		
リース投資資産	2,427	—		
有価証券	13,188	22,835		
商品及び製品	14,380	—		
仕掛品	4,911	—		
原材料及び貯蔵品	4,998	—		
たな卸資産	—	23,258		
繰延税金資産	4,902	5,217		
その他	5,607	1,785		
貸倒引当金	△ 592	△ 171		
固定資産	74,829	78,361		
有形固定資産	37,478	35,182		
建物及び構築物	13,917	13,173		
機械装置及び運搬具	2,059	2,334		
工具器具及び備品	8,647	7,416		
土地	11,739	11,805		
建設仮勘定	1,113	451		
無形固定資産	7,421	4,279		
ソフトウェア	3,572	2,773		
のれん	3,535	1,030		
その他	314	475		
投資その他の資産	29,929	38,899		
投資有価証券	15,569	22,668		
繰延税金資産	5,894	4,088		
その他	10,910	14,769		
貸倒引当金	△ 2,444	△ 2,626		
資産合計	196,797	209,236		
(負債の部)				
流動負債	41,796	53,173		
支払手形及び買掛金	15,138	14,638		
短期借入金	11,872	12,387		
未払法人税等	246	5,756		
賞与引当金	3,552	5,458		
役員賞与引当金	68	105		
債務保証損失引当金	258	356		
リース解約損失引当金	289	177		
その他	10,368	14,293		
固定負債	7,825	4,328		
退職給付引当金	2,960	2,931		
その他	4,864	1,397		
負債合計	49,621	57,502		
(純資産の部)				
株主資本	147,640	150,548		
資本金	12,892	12,892		
資本剰余金	20,629	20,629		
利益剰余金	117,068	119,937		
自己株式	△ 2,951	△ 2,912		
評価・換算差額等	△ 463	766		
その他有価証券評価差額金	△ 12	734		
為替換算調整勘定	△ 451	31		
少数株主持分	—	419		
純資産合計	147,176	151,734		
負債純資産合計	196,797	209,236		

(単位：百万円)

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

科目	当期		前期(ご参考)	
	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
売上高	145,978	185,181		
売上原価	94,115	117,066		
売上総利益	51,863	68,114		
販売費及び一般管理費	42,436	45,288		
営業利益	9,426	22,826		
営業外収益	1,416	1,382		
受取利息	490	490		
受取配当金	270	175		
保険返戻金	153	150		
その他の営業外収益	501	565		
営業外費用	1,533	2,626		
支払利息	294	338		
たな卸資産廃却損	—	1,879		
貸倒引当金繰入額	234	—		
為替差損	850	—		
その他の営業外費用	154	408		
経常利益	9,309	21,582		
特別利益	582	187		
固定資産売却益	50	11		
リース解約損失引当金戻入額	—	161		
投資有価証券売却益	129	—		
保険解約返戻金	365	—		
その他の特別利益	36	14		
特別損失	1,232	1,571		
固定資産売却損	69	356		
固定資産除却損	401	416		
投資有価証券評価損	683	640		
減損損失	30	—		
その他の特別損失	47	157		
税金等調整前当期純利益	8,658	20,198		
法人税、住民税及び事業税	1,835	7,625		
法人税等調整額	1,000	825		
少数株主利益	40	36		
当期純利益	5,782	11,711		

(単位：百万円)

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年3月31日 残高	12,892	20,629	119,937	△ 2,912	150,548
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減			1		1
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 2,935		△ 2,935
当期純利益			5,782		5,782
自己株式の取得				△ 5,756	△ 5,756
自己株式の処分			△ 5,717	5,717	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△ 2,870	△ 39	△ 2,909
平成21年3月31日 残高	12,892	20,629	117,068	△ 2,951	147,640

	評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日 残高	734	31	766	419	151,734
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減					1
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 2,935
当期純利益					5,782
自己株式の取得					△ 5,756
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 746	△ 483	△ 1,230	△ 419	△ 1,649
連結会計年度中の変動額合計	△ 746	△ 483	△ 1,230	△ 419	△ 4,559
平成21年3月31日 残高	△ 12	△ 451	△ 463	-	147,176

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数……………17社
- ・主要な連結子会社の名称……………北海道グローリー株式会社
グローリーナスカ株式会社
クリエイションカード株式会社
グローリー機器株式会社
GLORY (U.S.A.) Inc.
GLORY Europe GmbH

②非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称……………グローリーF&C株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由……………非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益持分見合い額及び利益剰余金持分見合い額等のそれぞれの合計がいずれも少額であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称……………グローリーF&C株式会社
- ・持分法を適用していない理由……………持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の当期純損益持分見合い額及び利益剰余金持分見合い額等のそれぞれの合計がいずれも少額であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除いております。

(3) 連結の範囲の変更に関する事項

平成20年8月1日付で子会社となりましたクリエイションカード株式会社は、重要性が高いため、連結の範囲に含めております。

連結子会社であったナスカ株式会社とグローリーリンクス株式会社は平成20年10月1日付で合併し、グローリーリンクス株式会社は解散したため、連結の範囲から除いております。なお、合併後の企業名称はグローリーナスカ株式会社となっております。

また連結子会社であった加西グローリー株式会社と佐用グローリー株式会社は平成20年10月1日付で合併し、佐用グローリー株式会社は解散したため、連結の範囲から除いております。なお、合併後の企業名称は播磨グローリー株式会社となっております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
GLORY GmbH	12月31日
GLORY Europe GmbH	12月31日
Standardwerk Eugen Reis GmbH	12月31日
Reis Service GmbH	12月31日

決算日の差異が3ヶ月以内であるため、連結子会社の決算日現在の計算書類に基づき連結しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- ・満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- ・その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

デリバティブ……………時価法

たな卸資産

- ・製品、仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・商品、原材料、貯蔵品……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）（会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ692百万円減少しております。

また、従来、営業外費用にて計上しておりましたたな卸資産廃却損を、当連結会計年度から売上原価に計上しております。この変更は、上記「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用することを契機にたな卸資産廃却損の表示区分の見直しを行った結果、売上原価として処理することにより経営成績をより適正に表示するために行ったものであります。これにより営業利益は499百万円減少しておりますが、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）…当社及び国内連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

（追加情報）

有形固定資産の耐用年数の変更

当社及び国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を4～12年としておりましたが、当連結会計年度より7～10年に変更しました。

この変更は、平成20年度の法人税法の改正を契機として、資産の利用状況等を見直した結果によるものであります。これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ184百万円減少しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ・市場販売目的のソフトウェア…販売見込数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法
- ・それ以外の無形固定資産……………定額法

リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しており、在外連結子会社については、主として特定の債権について、その回収可能性を検討した所要見積額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することにしております。

リース解約損失引当金……………リース契約の解約による損失に備えるため、解約による個別損失見込額及び実績率による一般損失見込額を計上しております。

債務保証損失引当金……………債務保証に係る損失に備えるため、保証の履行による個別損失見込額及び実績率による一般損失見込額を計上しております。

④重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、それぞれの決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段

為替予約取引

・ヘッジ対象

外貨建金銭債権

ヘッジ方針……………将来の為替変動リスクを低減する目的で為替予約取引を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法……………振当処理を行った為替予約は有効性の評価を省略しております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。

(6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

(7) のれんの償却に関する事項

5～10年間の均等償却を行っております。

(8) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

① 「リース取引に関する会計基準」の適用

1. 借主側

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。これに伴う当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

2. 貸主側

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。これに伴う当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

② 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用しております。これに伴う当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(9) 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

当連結会計年度より、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ12,522百万円、5,937百万円、4,798百万円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|----------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 62,962百万円 |
| (2) 偶発債務 | |
| ①従業員(住宅資金)の銀行借入に対する保証 | 83百万円 |
| ②当社グループの得意先が抱えるリース債務に対する保証 | 2,851百万円 |

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	72,838,210株	株	3,000,000株	69,838,210株

(注) 普通株式の株式数の減少3,000,000株は、取締役会決議に基づく自己株式消却によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

平成20年6月27日開催の第62回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- | | |
|------------|------------|
| ・ 配当金の総額 | 1,863百万円 |
| ・ 1株当たり配当額 | 26円 |
| ・ 基準日 | 平成20年3月31日 |
| ・ 効力発生日 | 平成20年6月30日 |

平成20年11月10日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- | | |
|------------|-------------|
| ・ 配当金の総額 | 1,071百万円 |
| ・ 1株当たり配当額 | 15円 |
| ・ 基準日 | 平成20年9月30日 |
| ・ 効力発生日 | 平成20年12月12日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成21年6月26日開催の第63回定時株主総会において、次の議案が提出されます。

- | | |
|------------|------------|
| ・ 配当金の総額 | 1,024百万円 |
| ・ 1株当たり配当額 | 15円 |
| ・ 基準日 | 平成21年3月31日 |
| ・ 効力発生日 | 平成21年6月29日 |

4. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,155円17銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 82円15銭 |

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当期	前期(ご参考)	科目	当期	前期(ご参考)
	平成21年3月31日現在	平成20年3月31日現在		平成21年3月31日現在	平成20年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	94,211	106,693	流動負債	30,825	42,527
現金及び預金	27,818	34,502	支払手形	4,289	5,104
受取手形	1,125	1,458	買掛金	5,603	7,319
売掛金	27,287	29,461	短期借入金	10,891	10,942
有価証券	11,188	16,385	未払金	4,107	6,223
商品及び製品	8,765	—	未払費用	1,607	1,420
商品	—	908	未払法人税等	—	5,233
製品	—	7,122	前受金	1,294	1,530
仕掛品	3,743	5,136	預り金	164	264
原材料及び貯蔵品	3,688	—	賞与引当金	2,556	4,226
材料	—	26	役員賞与引当金	43	78
部品	—	2,046	設備関係支払手形	258	168
貯蔵品	—	1,748	その他	10	15
未収還付法人税等	2,352	—	固定負債	1,319	1,333
未収還付消費税等	675	—	退職給付引当金	875	875
関係会社未収入金	338	953	その他	444	458
関係会社貸付金	3,614	2,011	負債合計	32,145	43,861
前払費用	242	391	(純資産の部)		
繰延税金資産	2,691	3,643	株主資本	136,378	138,067
その他	931	917	資本金	12,892	12,892
貸倒引当金	△ 252	△ 20	資本剰余金	20,629	20,629
固定資産	74,305	75,944	資本準備金	20,629	20,629
有形固定資産	29,298	28,829	利益剰余金	105,806	107,457
建物	11,594	11,117	利益準備金	3,223	3,223
構築物	520	509	その他利益剰余金	102,583	104,233
機械及び装置	1,076	1,196	配当準備積立金	3,000	3,000
車輛及び運搬具	13	21	試験研究基金	2,000	2,000
工具器具及び備品	4,520	4,826	特別償却準備金	13	28
土地	10,474	10,709	別途積立金	86,500	86,500
建設仮勘定	1,099	447	繰越利益剰余金	11,069	12,705
無形固定資産	3,377	2,627	自己株式	△ 2,951	△ 2,912
ソフトウェア	3,308	2,558	評価・換算差額等	△ 7	708
その他	69	69	その他有価証券評価差額金	△ 7	708
投資その他の資産	41,628	44,487	純資産合計	136,370	138,776
投資有価証券	14,408	21,606	負債純資産合計	168,516	182,638
関係会社株式	13,402	7,591			
関係会社出資金	2,790	2,790			
従業員に対する長期貸付金	13	14			
関係会社長期貸付金	1,630	194			
長期前払費用	128	47			
長期預金	2,000	6,500			
破産更生債権	74	68			
繰延税金資産	3,189	3,177			
その他	4,071	2,570			
貸倒引当金	△ 80	△ 73			
資産合計	168,516	182,638			

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	当期	前期(ご参考)
	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
売上高	120,604	157,062
売上原価	83,563	107,840
売上総利益	37,040	49,221
販売費及び一般管理費	28,669	31,473
営業利益	8,371	17,748
営業外収益	3,829	1,844
受取利息	190	164
有価証券利息	207	203
受取配当金	2,707	808
賃貸収入	346	363
その他の営業外収益	377	304
営業外費用	1,472	2,198
支払利息	220	215
賃貸原価	169	181
たな卸資産廃却損	—	1,538
為替差損	778	—
貸倒引当金繰入額	234	—
その他の営業外費用	70	262
経常利益	10,727	17,394
特別利益	171	12
投資有価証券売却益	129	—
固定資産売却益	41	5
貸倒引当金戻入額	—	7
その他の特別利益	1	—
特別損失	975	863
固定資産売却損	58	10
固定資産除却損	180	182
投資有価証券評価損	680	481
関係会社株式評価損	36	158
その他の特別損失	19	29
税引前当期純利益	9,923	16,543
法人税、住民税及び事業税	1,491	6,262
法人税等調整額	1,429	△ 242
当期純利益	7,002	10,523

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金						利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金					
					配当準備積立金	試験研究基金	特別償却準備金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	
平成20年3月31日 残高	12,892	20,629	20,629	3,223	3,000	2,000	28	86,500	12,705	107,457
事業年度中の変動額										
特別償却準備金の取崩							△ 14		14	—
剰余金の配当									△ 2,935	△ 2,935
当期純利益									7,002	7,002
自己株式の取得										
自己株式の処分									△ 5,717	△ 5,717
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	△ 14	—	△ 1,636	△ 1,650
平成21年3月31日 残高	12,892	20,629	20,629	3,223	3,000	2,000	13	86,500	11,069	105,806

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成20年3月31日 残高	△ 2,912	138,067	708	708	138,776
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の取崩		—			—
剰余金の配当		△ 2,935			△ 2,935
当期純利益		7,002			7,002
自己株式の取得	△ 5,756	△ 5,756			△ 5,756
自己株式の処分	5,717	0			0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△ 716	△ 716	△ 716
事業年度中の変動額合計	△ 39	△ 1,689	△ 716	△ 716	△ 2,405
平成21年3月31日 残高	△ 2,951	136,378	△ 7	△ 7	136,370

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)
 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
 その他有価証券……………時価のあるもの
 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 時価のないもの
 移動平均法による原価法

②デリバティブ等

デリバティブ……………時価法

③たな卸資産

製品、仕掛品……………総平均法による原価法
 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 商品、原材料、貯蔵品……………移動平均法による原価法
 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 (会計方針の変更)

当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ464百万円減少しております。

また、従来、営業外費用にて計上しておりましたたな卸資産廃却損を、当事業年度から売上原価に計上しております。この変更は、上記「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用することを契機にたな卸資産廃却損の表示区分の見直しを行った結果、売上原価として処理することにより経営成績をより適正に表示するために行ったものであります。これにより営業利益は395百万円減少しておりますが、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3~50年
機械及び装置	7年

(追加情報)

有形固定資産の耐用年数の変更

当社の機械装置については、従来、耐用年数を4~12年としておりましたが、当事業年度より7年に変更しました。この変更は、平成20年度の法人税法の改正を契機として、資産の利用状況等を見直した結果によるものであります。これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ101百万円減少しております。

無形固定資産……………

自社利用のソフトウェア
 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

市場販売目的のソフトウェア

販売見込数量に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法

その他
 定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することにしております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段
 為替予約取引
 ・ヘッジ対象
 外貨建金銭債権

ヘッジ方針……………将来の為替変動リスクを低減する目的で為替予約取引を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法……………振当処理を行った為替予約は有効性の評価を省略しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(6) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(7) 「リース取引に関する会計基準」の適用

当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。これに伴う当期の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

(8) 表示方法の変更

（貸借対照表）

当事業年度より、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）が適用となることに伴い、前事業計年度において、「商品」「製品」「材料」「部品」「貯蔵品」として区分掲記されていたものは、「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」として掲記しております。

なお、当事業年度末における「商品」は765百万円、「製品」は7,999百万円、「材料」は34百万円、「部品」は1,934百万円、「貯蔵品」は1,719百万円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	50,729百万円
(2) 保証債務	
従業員の銀行借入に対する保証	83百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務	
①短期金銭債権	15,062百万円
長期金銭債権	1,630百万円
②短期金銭債務	2,989百万円
長期金銭債務	80百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高	34,055百万円
②仕入高	25,041百万円
③営業取引以外の取引高	3,549百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,148,123株	3,400,525株	3,000,144株	1,548,504株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加3,400,525株は、単元未満株式の買取りによる増加525株、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加3,400,000株であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少3,000,144株は、単元未満株式の売渡しによる減少144株、取締役会決議に基づく自己株式消却による減少3,000,000株であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	百万円
繰延税金資産	
退職給付に係る否認額	2,228
賞与引当金	1,052
研究開発費	1,006
投資有価証券評価損	860
減価償却限度超過額	323
その他	1,516
繰延税金資産小計	6,987
評価性引当額	△704
繰延税金資産合計	6,283
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	△209
その他	△192
繰延税金負債合計	△401
繰延税金資産の純額	5,881

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) 取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額（百万円）	減価償却累計額相当額（百万円）	期末残高相当額（百万円）
車輜及び運搬具	14	7	7
工具器具及び備品	466	307	159
ソフトウェア	90	69	20
合計	571	384	186

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	77百万円
1年超	113百万円
合計	191百万円

- (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
 支払リース料 155百万円
 減価償却費相当額 146百万円
 支払利息相当額 3百万円
- (4) 減価償却費相当額の算定方法
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (5) 利息相当額の算定方法
 リース料総額とリース物件の取得原価相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	グローリー機器株式会社	所有 直接 100.0%	当社製品の製造	自動販売機及び遊技関連機器の仕入等	8,239	買掛金及び未払金	1,265
子会社	クリエイションカード株式会社	所有 直接 100.0%	資金援助(*)	資金の貸付(*) 利息の受取	2,160 28	関係会社貸付金及び関係会社長期貸付金	2,160
子会社	GLORY Europe GmbH	所有 直接 100.0%	当社製品の販売	貨幣処理機及び貨幣端末機の販売	12,273	売掛金	1,490

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
 取引価格については、市場価格等を勘案して交渉の上、決定しております。
 (*) クリエイションカード株式会社に対する貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 役員

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社山崎製作所(*1)	—	当社部品の製造・加工	貨幣処理機・貨幣端末機・自動販売機の部品仕入	636	買掛金及び未払金	35
役員	佐伯照道	—	当社取締役	訴訟委任	(*2) 14	—	—

(*1) 株式会社山崎製作所は、当社取締役尾上広和氏の近親者が代表を務めております。
 なお、取引価格については、市場価格等を勘案して交渉の上、決定しております。
 (*2) 当該取引金額は、取締役佐伯照道氏が所属している北浜法律事務所・外国法共同事業に対する支払額であります。

8. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,996円95銭
 (2) 1株当たり当期純利益 99円48銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月11日

グローリー株式会社
 取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 武田 宗久 ㊟
 業務執行社員
 指定社員 公認会計士 木村 幸彦 ㊟
 業務執行社員
 指定社員 公認会計士 鈴木 朋之 ㊟
 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グローリー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローリー株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月11日

グローリー株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	武 田 宗 久	㊟
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	木 村 幸 彦	㊟
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	鈴 木 朋 之	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グローリー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所及び工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視し検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月13日

グローリー株式会社 監査役会

常勤監査役	中 塚 良 幸	㊟
常勤監査役	尾 波 宰 三	㊟
社外監査役	安 平 和 彦	㊟
社外監査役	竹 田 佑 一	㊟

以 上

- 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 毎年6月に開催いたします。
- 基準日 定時株主総会 3月31日
 期末配当 3月31日
 中間配当 9月30日
 その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めます。
- 単元株式数 100株
- 上場取引所 東京、大阪
- 証券コード 6457
- 公告方法 電子公告によります。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
<http://www.glory.co.jp>

- 株主名簿管理人 株式会社だいこう証券ビジネス
 特別口座の口座管理機関
- 株主名簿管理人 大阪市中央区北浜二丁目4番6号
 事務取扱場所 株式会社だいこう証券ビジネス 本社証券代行部
- 各種お問合せ
 【郵便物送付先】 〒541-8583 大阪市中央区北浜二丁目4番6号
 株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行事務センター
 【株式事務に関するご照会】 ☎ 0120-255-100 (通話料無料)
 【特別口座に関するご照会】 ☎ 0120-351-465 (通話料無料)
 ※受付時間 9:00~17:00 (土、日、祝祭日、12月31日~1月3日を除く)
 【ホームページアドレス】 <http://www.daiko-sb.co.jp/>

〈株式に関する各種お手続き〉

届出住所・姓名などの変更、配当金の振込先の指定または変更、単元未満株式の買取請求及び買増請求などにつきましては、口座開設されている証券会社へ（証券会社に口座開設されていない株主様は、上記の株式会社だいこう証券ビジネスまで）お届出ください。なお、未受領配当金（ゆうちょ銀行の払渡期間経過後）のお支払いにつきましては、上記の株主名簿管理人までお申出ください。